

審 査 基 準

平成23年1月4日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第18条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課(係)
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110 内線 3031）
備 考：